

答申書

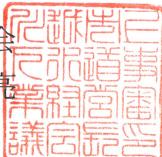
令和 7 年 12 月 25 日

川越市上下水道事業経営審議会

令和7年12月25日

川越市上下水道事業管理者
野 口 幸 範 様

川越市上下水道事業経営審議会
会 長 青 木 亮



下水道使用料の改定について（答申）

令和7年7月8日付け川総企第157号をもって諮問のあった標記の件について、全6回にわたり慎重に審議を重ね、意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、審議の経緯や意見をまとめたものとして、答申書附属資料を作成しました。

記

1 改定の必要性

川越市の下水道施設の状況は、管きょ老朽化率が、平成30年度末で6.8%でしたが令和5年度末では14.8%と、老朽化が急速に進行しています。また、東日本大震災を契機として耐震化の必要性が高まっているものの、耐震化率は令和5年度末で19.2%と低い水準にあり、老朽化への対応と耐震化を着実に進めることが求められています。

一方、経営面では、原材料費や燃料費、人件費等の高騰に伴う建設コストの上昇や、汚水処理にかかる費用として埼玉県に支払う流域下水道維持管理負担金の値上げ等の影響により、下水道事業の費用は増加しています。現行の使用料水準のままでは令和7年度以降赤字となる見込みであり、健全な経営を維持していくことが極めて困難な状況です。

こうしたことから、令和6年度に、川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）が策定され、下水道使用料の改定を織り込んだ投資・財政計画を作成しています。当審議会では、経営戦略に基づき、下水道使用料改定の必要性について改めて審議した結果、将来にわたって安全・安心な下水道サービスを継続していくためには、下水道使用料の改定はやむを得ないものとしました。

2 改定の考え方

(1) 使用料算定期間

社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要があり、また、流域下水道維持管理負担金の単価が5年ごとに見直される見込みであることから、使用料算定期間は「令和7年度から令和11年度まで」の5年間とすることが適当であるとしました。

(2) 改定時期

現行の使用料水準のままでは令和7年度以降赤字が見込まれることから、早急に使用料改定を行う必要があります。しかしながら、使用料改定は市民生活や事業活動に影響を及ぼすため、周知期間を十分に確保する必要があることから、使用料改定時期は「令和8年10月1日」が適当であるとしました。

(3) 改定率

今後、施設の老朽化への対応や耐震化、流域下水道維持管理負担金の値上げ等による経費の増加により、財源の不足が見込まれます。

この財源不足を補うため、使用料改定と企業債借入れについて世代間負担のバランスを考慮した結果、改定率は40%程度に設定することが妥当であるとしました。

(4) 使用料体系

① 二部使用料制

基本料金と従量料金で構成される二部使用料制は、下水道事業者としては基本料金で固定費の一部を安定的に回収することができ、使用者としては従量料金で自らが使用した量に応じて支払うことができる、という合理性がある使用料体系であることから、継続して採用することが適当であるとしました。

② 排除量区分

近年の傾向を分析した結果、各区分の構成比率に大きな変動がみられず、また、今後当面は産業構造の変化も想定されないため、現行の排除量区分を継続して採用することが適当であるとしました。

③ 用途区分

現在の用途区分は「家用その他」と「公衆浴場用」の2つを設定しています。「公衆浴場用」は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）がその適用対象であり、銭湯は公衆衛生の向上に寄与する施設であることから、使用料を低廉に抑えるために設定された用途区分になります。このことから、2つの用途区分を継続して採用することが適当であるとしました。

なお、「公衆浴場用」の使用料については、その用途区分の設定理由に鑑み、今回は使用料改定の対象とはせず、現行の使用料を継続して採用することが適当であるとしました。

(5) 使用料の算定方法

① 使用料対象経費の経費分解

令和10年度の使用料対象経費（4,279,936千円）を「需要家費*」、「固定費」、「変動費」に分解した結果、需要家費98,777千円、固定費3,758,446千円、変動費422,713千円となりました。

なお、使用料対象経費のうち流域下水道維持管理負担金については、荒川右

岸流域下水道の経費の実態に応じて、「固定費比率 70%・変動費比率 30%」で分解することとしました。

※ 需要家費とは、排除量とは関係なく、下水道使用者の存在によって発生する費用

② 基本料金・従量料金への配分

基本料金については、需要家費は全額、固定費は一般家庭等への影響も考慮し審議を行った結果「30%」を配分し、従量料金については、変動費は全額、固定費は 70%を配分することが適当であるとしました。

(6) 改定使用料表

基本料金については、経営の安定化を図るために固定費の配分割合を他団体並みに引き上げるとともに、従量料金については少量使用者に一定程度配慮し、大口使用者に過度な負担とならないようにするため、以下のとおり改定することが適当であるとしました。なお、平均改定率は 38.1%となります。

「家用その他」改定使用料表（1月につき・税抜き）

基本料金	従量料金	
	排除量	金額(1 m ³ につき)
657 円	10 立方メートルまで	50 円
	10 立方メートルを超える 20 立方メートルまで	90 円
	20 立方メートルを超える 30 立方メートルまで	119 円
	30 立方メートルを超える 50 立方メートルまで	147 円
	50 立方メートルを超える 200 立方メートルまで	170 円
	200 立方メートルを超える 500 立方メートルまで	198 円
	500 立方メートルを超える分	215 円

【附帯意見】

- ① 下水道使用料の改定は 17 年ぶりであり、市民生活や事業活動への影響は大きいと考えられるため、使用料改定を行う際には、公共下水道の現状や改定の必要性について市民、事業者に丁寧に説明や周知を行うこと。
- ② 周知方法は、広報紙や上下水道局だより、ホームページなどに限らず、幅広く伝わるよう様々な手段を用いて情報提供に努めること。
- ③ 大地震や局地的な大雨などの自然災害や下水道施設の老朽化などへの対策の重要性が増していることを踏まえ、施設の更新や耐震化などの対策を適切に行うこと。
- ④ 将来にわたって安全・安心な下水道サービスを提供するため、引き続き効率的な事業運営に努めること。
- ⑤ 下水道使用料は 5 年を目安に定期的に検証を行い、その際には社会経済情勢の変化を的確に把握すること。なお、見直しをする際は世代間負担の公平性にも配慮すること。